

参考資料

法 … 都市計画法
政 令 … 都市計画法施行令
省 令 … 都市計画法施行規則
県規則 … 茨城県都市計画法施行細則

都市計画法の規定による開発許可等の手続に係る通則的書類一覧【茨城県ver】 [令和5年4月1日現在]

手 続 区 分	根拠法令	該 当 条 項	図 書 種 別	名 称 等	備 考
開発許可(申請)	省 令	16条1項	別記様式2	開発行為許可申請書	
開発許可(申請)	省 令	16条2項・3項	設計説明書	法30条1項3号の設計を定める設計説明書	⇒ 県規則様式1
開発許可(申請)	省 令	16条2項・4項(表)	設計図	現況図 [縮尺2,500分の1以上] [作成者の記名必要(省令16条6項)]	
開発許可(申請)	省 令	16条2項・4項(表)	設計図	土地利用計画図 [縮尺1,000分の1以上] [作成者の記名必要(省令16条6項)]	
開発許可(申請)	省 令	16条2項・4項(表)	設計図	造成計画断面図 [縮尺1,000分の1以上] [作成者の記名必要(省令16条6項)]	
開発許可(申請)	省 令	16条2項・4項(表)	設計図	造成計画断面図 [縮尺1,000分の1以上] [作成者の記名必要(省令16条6項)]	高低差の著しい箇所について作成すること(省令16条4項(表))
開発許可(申請)	省 令	16条2項・4項(表)	設計図	排水施設設計断面図 [縮尺 500分の1以上] [作成者の記名必要(省令16条6項)]	
開発許可(申請)	省 令	16条2項・4項(表)	設計図	給水施設設計断面図 [縮尺 500分の1以上] [作成者の記名必要(省令16条6項)]	自己居住用の場合は不要(省令16条4項ただし書)
開発許可(申請)	省 令	16条2項・4項(表)	設計図	がけの断面図 [縮尺 50分の1以上] [作成者の記名必要(省令16条6項)]	開発行為による形の変更で生ずるがけについて作成すること(省令16条4項(表))
開発許可(申請)	省 令	16条2項・4項(表)	設計図	擁壁の断面図 [縮尺 50分の1以上] [作成者の記名必要(省令16条6項)]	高さ 50cm超の擁壁を築造する場合に必要
開発許可(申請)	省 令	15条4号・16条5項	別記様式3	資金計画書	非自己用又は開発区域 1.0ha以上の場合に必要(省令15条)
開発許可(申請)	法	30条2項・32条1項	添付図書	法32条1項の同意を得たことを証する書面	⇒ 県規則様式4
開発許可(申請)	法	30条2項・32条2項	添付図書	法32条2項の協議の経過を示す書面	開発区域 20.0ha以上の場合に必要(政令23条)
開発許可(申請)	省 令	17条1項1号	添付図書	開発区域位置図 [縮尺50,000分の1以上の地形図(省令17条2項)] [作成者の記名必要]	
開発許可(申請)	省 令	17条1項2号	添付図書	開発区域区域図 [縮尺 2,500分の1以上の平面図(省令17条3項)] [作成者の記名必要]	
開発許可(申請)	省 令	17条1項3号	添付図書	法33条1項14号の相当数の同意を得たことを証する書類	⇒ 県規則様式5
開発許可(申請)	省 令	17条1項4号	添付図書	設計者の資格を証する書類	開発区域 1.0ha以上の場合に必要(法31条・省令18条)
開発許可(申請)	省 令	17条1項5号	添付図書	法34条13号の権利を証する書類	法34条13号に該当するものとして許可を受けようとする場合に必要
開発許可(申請)	県規則	3条1号	添付図書	開発区域となるべき土地の公図の写し	
開発許可(申請)	県規則	3条2号	添付図書	開発区域となるべき土地の登記事項証明書	
開発許可(申請)	県規則	3条3号	添付図書	開発行為に関する工事の施行期間中の防災計画に関する書類	開発区域 5.0ha以上の場合に必要
開発許可(申請)	県規則	3条4号ア	添付図書	申請者の資力信用を証する書類	非自己用又は開発区域 1.0ha以上の場合に必要(県規則3条4号)
開発許可(申請)	県規則	3条4号イ	添付図書	工事施行者の能力を証する書類	非自己用又は開発区域 1.0ha以上の場合に必要(県規則3条4号)
開発許可(申請)	県規則	3条5号	添付図書	その他知事が必要と認める書類 [開発区域の土地明細表]	開発区域 1,000㎡未満の場合は不要
開発許可(申請)	県規則	3条5号	添付図書	その他知事が必要と認める書類 [事業計画書]	自己業務用の場合に必要
開発許可(申請)	県規則	3条5号	添付図書	その他知事が必要と認める書類 [消防長の同意書]	開発区域 1,000㎡未満の場合は不要
開発許可(申請)	県規則	3条5号	添付図書	その他知事が必要と認める書類 [水道利用同意書]	公営水道を利用するもので開発区域 1,000㎡以上の場合(自己居住用の場合を除く)に必要
開発許可(申請)	県規則	3条5号	添付図書	その他知事が必要と認める書類 [その他技術基準の審査上必要な図書]	⇒ 雨水排水流量計算書、擁壁の構造計算書、建築物の各階平面図及び立面図 等
開発許可(申請)	県規則	3条5号	添付図書	その他知事が必要と認める書類 [その他立地基準の審査上必要な図書]	⇒ 達たん図、戸籍謄本、世帯全員の住民票謄本 等
開発許可(申請)	県規則	3条5号	添付図書	その他知事が必要と認める書類 [上記以外]	⇒ 地積測量図、公共施設関係法令の許可書の写し 等
開発許可(申請)	県規則	4条1項	様式1	設計説明書	自己居住用の場合は不要(省令16条2項)
開発許可(申請)	県規則	4条2項1号	様式2	公共施設の管理者等に関する書類 [新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類]	自己居住用の場合は不要(省令16条2項)
開発許可(申請)	県規則	4条2項2号	様式3	公共施設の管理者等に関する書類 [従前の公共施設の管理者等に関する書類]	自己居住用の場合は不要(省令16条2項)
開発許可(申請)	県規則	4条2項3号	添付図書	実測図に基づいて作成した公共施設の新旧対照図 [作成者の記名必要]	自己居住用の場合は不要(省令16条2項)
開発許可(申請)	県規則	5条本文	様式4	公共施設の管理者の同意書	開発区域 1,000㎡未満の場合はチェックリスト及び公共施設関係法令の許可書の写し等で代用可
開発許可(申請)	県規則	6条	様式5	開発行為同意書	開発行為の妨げとなる権利を有する者(申請者を除く)が存在する場合に必要
開発許可(申請)	県規則	7条	様式6	設計者の資格に関する申立書	開発区域 1.0ha以上の場合に必要(法31条・省令18条)
法34条13号の届出	県規則	16条	様式17	既存の権利者であることの届出書	
開発行為特例協議	県規則	8条の3_1項	様式8の4	開発行為に係る協議書	
開発行為特例協議	県規則	8条の3_2項	添付図書	法34条の2_2項において準用する法32条1項の同意を得たことを証する書面	⇒ 公共施設管理者等と協議・同意等の結果申出書
開発行為特例協議	県規則	8条の3_2項	添付図書	法34条の2_2項において準用する法32条2項の協議の経過を示す書面	⇒ 公共施設管理者等と協議・同意等の結果申出書
開発行為特例協議	県規則	8条の3_2項	添付図書	その他知事が別に定める図書	⇒ 県都市計画法施行細則に関する要綱 等
開発行為特例協議	県規則	8条の3_3項	様式8の5	開発行為に係る変更協議書	
開発行為特例協議	県規則	8条の3_3項	添付図書	知事が別に定める変更に係る図書	⇒ 県都市計画法施行細則に関する要綱 等
開発許可(処分)	県規則	8条	様式7	開発行為許可書	
開発許可(処分)	県規則	8条	様式8	開発行為不許可通知書	
開発許可(標識)	県規則	13条の2_1項	様式12	開発行為許可済票	
開発行為変更許可(申請)	県規則	8条の2_1項	様式8の2	開発行為変更許可申請書	
開発行為変更許可(申請)	省 令	28条の3	添付図書	法30条2項の図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの	
開発行為変更許可(申請)	県規則	8条の2_1項	添付図書	県規則3条~7条の図書、書類又は書面のうち変更に係る事項を説明するもの	
開発行為変更許可(処分)	県規則	8条の2_2項	様式7	開発行為変更許可書	
開発行為変更許可(処分)	県規則	8条の2_2項	様式8	開発行為変更不許可通知書	
開発行為変更許可(標識)	県規則	13条の2_2項	様式12	開発行為変更許可済票	
開発行為変更届	県規則	8条の2_3項	様式8の3	開発行為変更届出書	
工事完了届	省 令	29条	別記様式4	工事完了届出書	
工事完了届	省 令	29条	別記様式5	公共施設工事完了届出書	
工事完了届	県規則	9条1号	添付図書	確定測量図 [作成者の記名必要]	
工事完了届	県規則	9条2号	添付図書	新たに設置された公共施設の用に供する土地の所有権移転登記に必要な書類	
検査済証の交付	省 令	30条	別記様式6	開発行為に関する工事を完了したものに係る検査済証	
検査済証の交付	省 令	30条	別記様式7	当該工事のうち公共施設に関する工事を完了したものに係る検査済証	
建築制限解除	県規則	10条1項	様式9	建築制限等解除申請書	開発区域 1,000㎡未満の場合(質のみの変更で自己用の場合に限る)は不要
建築制限解除	県規則	10条2項	添付図書	予定建築物等の概要を示す図書	開発区域 1,000㎡未満の場合(質のみの変更で自己用の場合に限る)は不要
工事廃止届	省 令	32条	別記様式8	開発行為に関する工事の廃止の届出書	
工事廃止届	県規則	11条1号	添付図書	開発行為に関する工事を廃止した理由書	
工事廃止届	県規則	11条2号	添付図書	開発行為に関する工事を廃止した当時の開発区域内の土地の写真	
工事廃止届	県規則	11条3号	添付図書	当該工事を廃止した当時の土地の現況図及び廃止に伴う措置を記載した書類	開発行為に関する工事に着手していない場合は不要
法41条許可(申請)	県規則	12条1項	様式10	建築物の特例許可申請書	
法41条許可(申請)	県規則	12条2項1号	添付図書	付近見取図 [作成者の記名必要]	
法41条許可(申請)	県規則	12条2項2号	添付図書	敷地現況図 [作成者の記名必要]	
法41条許可(申請)	県規則	12条2項3号	添付図書	建築物平面図及び配置図 [作成者の記名必要]	
法41条許可(申請)	県規則	12条2項4号	添付図書	その他知事が必要と認める図書	
法42条許可(申請)	県規則	13条1項	様式11	予定建築物等以外の建築等の許可申請書	
法42条許可(申請)	県規則	13条2項1号	添付図書	付近見取図 [作成者の記名必要]	
法42条許可(申請)	県規則	13条2項2号	添付図書	敷地現況図 [作成者の記名必要]	
法42条許可(申請)	県規則	13条2項3号	添付図書	建築物等平面図及び配置図 [作成者の記名必要]	
法42条許可(申請)	県規則	13条2項4号	添付図書	その他知事が必要と認める図書	
法43条許可(申請)	省 令	34条1項	別記様式9	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	
法43条許可(申請)	省 令	34条2項(表)	添付図書	付近見取図 [作成者の記名必要]	
法43条許可(申請)	省 令	34条2項(表)	添付図書	敷地現況図 [作成者の記名必要]	
法43条許可(申請)	省 令	34条2項	添付図書	法34条13号の権利を証する書類	政令36条1項3号二に該当するものとして許可を受けようとする場合に必要
法43条許可(申請)	県規則	14条	添付図書	建築物等平面図及び配置図 [作成者の記名必要]	
法43条許可(申請)	県規則	14条	添付図書	その他知事が必要と認める図書	⇒ 申請に係る土地の公図の写し、申請に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る) 等
法43条許可(処分)	県規則	14条の2	様式13	建築等不許可通知書	
法43条特例協議	県規則	14条の3_1項	様式14	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に係る協議書	
法43条特例協議	県規則	14条の3_2項	添付図書	付近見取図 [作成者の記名必要]	
法43条特例協議	県規則	14条の3_2項	添付図書	敷地現況図 [作成者の記名必要]	
法43条特例協議	県規則	14条の3_2項	添付図書	法34条13号の権利を証する書類	政令36条1項3号二に該当するものとして協議を申し出ようとする場合に必要
法43条特例協議	県規則	14条の3_2項	添付図書	その他知事が別に定める図書	
地位承継届出	県規則	15条1項	様式15	開発行為(建築等)許可承継届出書	
地位承継届出	県規則	15条1項	添付図書	開発許可を受けた者の一般承継人であることを証する書類	
地位承継申請	県規則	15条2項	様式16	地位承継承認申請書	
地位承継申請	県規則	15条3項1号	添付図書	開発許可を受けた者から開発区域内の土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者であることを証する書類	
地位承継申請	県規則	15条3項2号	添付図書	申請者の資力信用を証する書類	非自己用又は開発区域 1.0ha以上の場合に必要
開発登録簿の調製	県規則	18条	様式19	開発登録簿の調書	
監督処分(命令)の公示	県規則	16条の2	様式17の2	都市計画法による命令の公示 [法81条3項の標識]	
立入検査	県規則	17条	様式18	身分証明書 [法82条2項の身分証明書]	
省令60条証明(申請)	県規則	19条1項	様式20	開発行為(建築等)に関する証明申請書	
省令60条証明(申請)	県規則	19条2項1号	添付図書	位置図 [作成者の記名必要]	
省令60条証明(申請)	県規則	19条2項2号	添付図書	付近見取図 [作成者の記名必要]	
省令60条証明(申請)	県規則	19条2項3号	添付図書	敷地現況図 [作成者の記名必要]	
省令60条証明(申請)	県規則	19条2項4号	添付図書	建築物等平面図及び配置図 [作成者の記名必要]	
省令60条証明(申請)	県規則	19条2項5号	添付図書	計画の概要を記載した書面	
省令60条証明(申請)	県規則	19条2項6号	添付図書	その他知事が必要と認める図書	⇒ 証明内容に応じて必要な図書 等